

障がい福祉サービス事業者等の 指定・登録申請の手引き

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護
短期入所・重度障がい者等包括支援・施設入所支援
自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労選択支援
就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助・地域移行支援・地域定着支援
計画相談支援・障がい児相談支援・移動支援・日中一時支援

令和 7 年（2025 年）6 月 改訂版

吹田市 福祉部 福祉指導監査室

（注意）

- ・本手引きは今後の制度改正や運用の変更等により、随時、内容の一部を修正する場合があります。
- ・本手引きの内容は、福祉指導監査室が所管している指定障がい福祉サービス事業等の指定、及び地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）の登録（以下、この手引きにおいて「指定等」とします。）に関するものです。
記載内容の解釈や運用の詳細については、指定事務担当者の指示に従って下さい。

※児童福祉法に基づく「指定障がい児通所支援事業所等の手続き」については、
「障がい児通所支援指定申請の手引き」をご覧ください。

目 次

[ページ番号]

I 概要

1 はじめに	1
2 指定等の必要なサービス種類	1
3 障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する事務権限の移譲について	2
4 指定等の要件	2

II 指定等の申請について

1 指定等の申請のスケジュール	3
2 事前協議について	3
3 指定等の申請について	3

III 指定等の基準等について

1 根拠法令等一覧	
(1) 条例等	4
(2) 省令・告示	4
(3) 参考資料	4
2 障がい福祉サービス事業等の形態について	
(1) 従たる事業所の取扱いについて	5
(2) 出張所等の取扱いについて	6
(3) 多機能型事業所について	6
3 障がい福祉サービス事業等の人員・設備基準等について	
(1) 用語の定義	7
(2) サービスごとの留意点	
○ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護、移動支援	8
○ 療養介護	10
○ 生活介護	11
○ 短期入所	13
○ 重度障がい者等包括支援	15
○ 施設入所支援	16
○ 自立訓練(機能訓練)	17
○ 自立訓練(生活訓練)	19
○ 就労選択支援	20
○ 就労移行支援	21
○ 就労継続支援 A 型	22
○ 就労継続支援 B 型	23
○ 就労定着支援	24
○ 自立生活援助	25
○ 共同生活援助(グループホーム)	26
○ 地域移行支援	29
○ 地域定着支援	29
○ 計画相談支援	29
○ 障がい児相談支援	30
○ 日中一時支援	30
○ 管理者の資格要件	31
○ サービス提供責任者の資格要件について	32
○ サービス管理責任者の資格要件について	33
○ 相談支援専門員の要件について	35

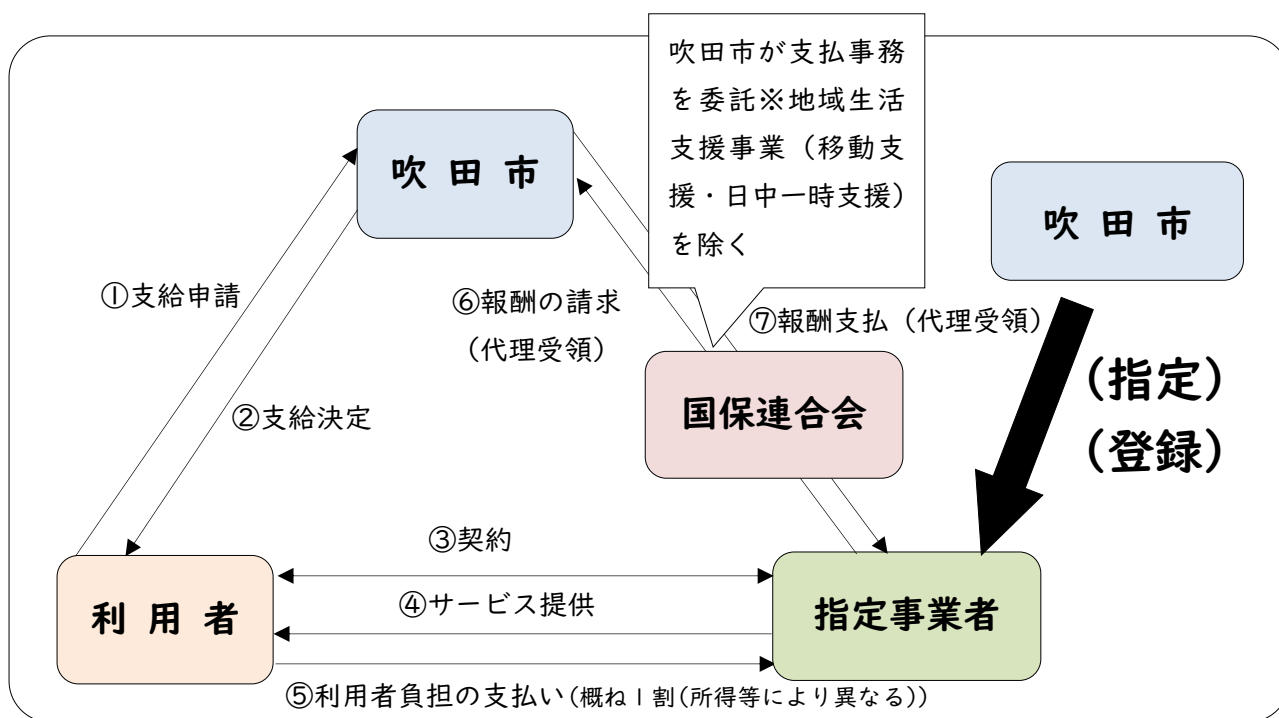
I 概要

I はじめに

障がい福祉サービス等を利用する方は、吹田市から、サービス利用をするための費用として、介護給付費又は訓練等給付費等（この手引きにおいては、地域生活支援事業の費用を含む。以下同じ。）が支給されます。

この介護給付費又は訓練等給付費等は、障害者総合支援法第29条第5項の規定等により、サービスを提供する事業者による代理受領方式をとることができますので、実際の費用は、利用者に代わって、サービスを提供した事業者が、これらの費用を受領することになります。

なお、サービスを提供する事業者となるためには、吹田市の指定等を受ける必要があります。指定等の申請の際は、本手引きにおいて、当該サービス事業者の指定等を受けるための必要な要件や手続きを確認してください。



2 指定等の必要なサービス種類

指定等の必要なサービス事業は以下のとおりです。

障がい福祉サービス事業	【介護給付】 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 療養介護・生活介護・短期入所・重度障がい者等包括支援 施設入所支援
障がい者支援施設	【訓練等給付】 自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労選択支援 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助
一般相談支援事業	【地域相談支援給付費】 地域移行支援・地域定着支援
特定相談支援事業	【計画相談支援給付】 計画相談支援
障がい児相談支援	【障がい児相談支援給付】 障がい児相談支援
地域生活支援事業	移動支援 日中一時支援

※下線は令和7年10月から施行

3 障がい福祉サービス事業者等の指定に関する事務権限の移譲について

令和2年4月から吹田市が中核市に移行したことに伴い「指定障がい福祉サービス事業者等の指定」の事務権限が、大阪府から吹田市に移譲されています。

なお、地域生活支援事業者（移動支援・日中一時支援）の登録については、市町村ごとの事務となります。

4 指定等の要件

障がい福祉サービス事業等を提供する事業者等の指定等は障害者総合支援法第36条及び吹田市の条例、要領の規定に基づき、次の①～③を要件として、サービス種類ごと、事業所ごとに行われます。

① 法人格を有すること

※ 就労継続支援A型事業の指定を受ける場合は、「指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行う者」及び「障害者の雇用促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社以外の者」でなければなりません。

② 事業所又は施設の指定基準を満たすこと

③ 適正な運営が見込めること

指定等を受ける場合は、これらの要件を満たし必要な書類を提出する必要があります。

(1) 事業者・施設等設置者の責務について（障害者総合支援法第42条、第51条の22等）

- ① 関係機関との連携を図りつつ、障がい者等の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じてサービス提供を効果的に行うように努めること。
- ② 提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
- ③ 障がい者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法又は法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

(2) 指定等基準（障害者総合支援法第43条、第44条、第51条の23、第51条の24）

（吹田市地域生活支援事業者の登録に関する要領第3条）

サービス種類ごとに以下の3つの視点から、指定等の基準が定められています。

指定等を受けた以降も指定等の基準を遵守する必要があります。

- ・ 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- ・ 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- ・ 運営基準（サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

※ 障がい児相談支援事業者の指定に関しては、児童福祉法において、同様に規定されています。

(3) 最低基準

障がい福祉サービス事業等のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援については、人員及び設備に係る最低基準も満たす必要があります。

Ⅱ 指定等の申請について

Ⅰ 指定等の申請のスケジュール

指定等の日（事業開始が可能となる日）は、原則、毎月1日とします。

新規指定等の申請には**事前協議が必要**です。

注1 事前協議から指定等の日までに時間を要します。以下の申請の流れを参照し、予定している事業開始日からゆとりをもって早めにご相談ください。

注2 事前協議は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、移動支援を除く全てのサービスの場合に必要です。

注3 申請者（法人）の定款の変更手続きや人員、設備要件、建築基準法・消防法上の要件等は、原則として指定等申請時に確定していることが必要となります。

注4 建物の確保や人員基準等で事前協議より前に相談したい場合は、電話等で事前相談してください。

申請の流れ

※具体的な事前協議・申請日程については、吹田市のホームページで確認してください。

(1) 事前協議の書類提出（指定等の日の3か月前の月末日締切）

(2) 事前協議確認の連絡後、本申請の申請書を提出（指定等の日の2か月前の月末日締切）

(3) 吹田市にて申請書類審査

(4) 吹田市にて現地確認（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援、移動支援は除く）

(5) 指定時研修（事業運営に係る留意事項の説明。移動支援・日中一時支援を除く）

(6) 指定等

※指定された事業者（※地域生活支援事業者を除く）については、吹田市において公告を行います。

2 事前協議について

○ サービス種類のうち、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、日中一時支援の指定（登録）を受ける場合は、人員、設備要件、建築基準法・消防法上の要件等を事前に確認する必要があるため、事前協議を受ける必要があります。

事前協議の様式について

○吹田市のホームページ「事前協議（障がい福祉サービス事業等）のページからダウンロードしてください。【ページ番号：1013954】

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023284/1013954.html>

3 指定等の申請について

○ 指定等の申請の際に必要な書類は、障がい福祉サービス等の種類によって異なります。

○ 申請様式は吹田市のホームページに掲載しています。

※ 国の制度改正等によっては、提出書類の内容や様式を変更する場合があります。
書類を作成する際は、適宜、吹田市のホームページを確認してください。

指定等の様式について

○吹田市のホームページ「指定・登録の申請」のページからダウンロードしてください。
【ページ番号：1018696】

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023284/1018696/index.html>

Ⅲ 指定等の基準等について

指定等を受けるには、吹田市の条例、国が定める指定等の基準を満たすことが必要です。

下記に掲載していない、その他の厚生労働省令等についても、必要に応じて確認してください。

Ⅰ 根拠法令等一覧

(1) 条例等

条例・要領
吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
吹田市地域生活支援事業者の登録に関する要領
吹田市日中一時支援事業者の登録に関する基準

(2) 省令・告示

基準	省令・告示
指定基準	【障がい福祉サービス事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号) 【障がい者支援施設】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 172 号) 【一般相談支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 27 号) 【特定相談支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 28 号) 【障がい児相談支援事業】 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 29 号)
最低基準	【障がい福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生省令第 174 号） 【障がい者支援施設】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
報酬算定基準	【障がい福祉サービス事業、障がい者支援施設】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 523 号) 【一般相談支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 124 号) 【特定相談支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 125 号) 【障がい児相談支援事業】 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 126 号)

(3) 参考資料

○吹田市ホームページ「指定（登録）基準・報酬告示・関係通知等（障がい福祉サービス事業等）」を確認してください。【ページ番号：1013978】

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023828/1013978.html.html>

2 障がい福祉サービス事業等の形態について（※地域生活支援支援事業を除く）

（1）従たる事業所の取扱いについて

- 障がい福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障がい福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行う。
- 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型（以下「日中活動サービス」という。）及び計画相談支援、障害児相談支援については、次の①及び②の要件を満たす場合、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

① 人員及び設備に関する要件	ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が 1 人以上確保されていること イ 「従たる事業所」の利用定員が障がい福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。 （Ⅰ）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 6 人以上 （Ⅱ）就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型 10 人以上 ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。
② 運営に関する要件	ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

※ 計画相談支援、障害児相談支援においては、①のアの要件について『「従たる事業所」において専従の従業者が 1 人以上確保されていること。』と読み替えて適用されます。また、①のイの要件は適用されません。①のウの要件については、「サービス管理責任者」を「相談支援専門員」に置き換えて適用されます。

(2) 出張所等の取扱いについて

- 指定障がい福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障がい福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所であって、(1)の②に要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる。
- (1)の①のエは出張所についても同様である。

(3) 多機能型事業所について

- 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う（2つの事業所で行う）ことをいう。
※児童福祉法に基づく「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」を行う場合も多機能型事業所になります。
- 多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となる。

【多機能型事業所の指定要件】

① 利用定員（規模）

- ア 多機能型の**事業所全体の合計で、20人以上**であること
- イ 事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援
・・・**6人以上**
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・**10人以上**

※主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい者が重複している障がい者を通わせる多機能型生活介護事業所が児童発達支援、放課後等デイサービス事業を一体的に行う場合は、当該多機能型生活介護事業所が行うすべての事業を通じて利用定員を5人以上とすることが可能。

※多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障がい児に対して行う児童発達支援、放課後等デイサービスを一体的に行う場合は、当該多機能型生活介護事業所が行うすべての事業を通じて利用定員を5人以上とすることが可能。

② サービス管理責任者の配置

各障がい福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず

- ア 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は1人以上
- イ 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は1人に60人を超えて40人を増す毎に1人を加えた数以上とする

③ 設備

相談室、洗面所、便所及び多目的室等は、サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能。

3 障がい福祉サービス事業等の人員・設備基準等について

(1)用語の定義

「常勤換算方法」

指定障がい福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障がい福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該指定障がい福祉サービス事業所等の従業員の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

この場合の勤務延べ時間数は、当該障がい福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定障がい福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障がい福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数。

なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障がい福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

「常勤」

指定障がい福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障がい福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障がい福祉サービス事業所等に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該障がい福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障がい福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。

「この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障がい福祉サービス事業所等における勤務時間(療養介護及び生活介護については、サービス単位ごとの提供時間)をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(2) サービスごとの留意点

障がい福祉サービス等毎に、指定等の基準の留意点を以下に記載していますので、指定等の申請にあたって参考としてください。

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援

【サービスの概要】

① 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。

身体介護	居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
家事援助	居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
通院等介助	通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助
通院等乗降介助	通院等のために、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

※ 居宅介護事業者は、居宅介護の提供にあたっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者の外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者が外出する際に必要な援助を行う。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する方に、当該障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。

⑤ 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者の社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出時の介助を行う。

※居宅介護の指定を受けている必要があります。(同時期での申請可)

【人員・設備基準】

人員基準	従業者	常勤換算で2.5人以上（介護福祉士、居宅介護従業者養成研修課程等の修了者など）
	サービス提供責任者	1人以上（常勤・専従） 2人目以降のサービス提供責任者で、非常勤職員を配置する場合は、勤務時間が、常勤職員が勤務すべき時間の2分の1以上に達している者でなければならない。 ①②③④により算定された数のいずれか低い方の基準以上 ①当該事業所の月間のサービス提供時間が概ね450時間またはその端数を増す毎に1人以上 ②当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増す毎に1人以上（例：従業者が11人の場合、サービス提供責任者は2人必要。21人の場合、サービス提供責任者は3人必要となる。） ③当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人以上（利用者は延べ人数ではなく、実数計算とする。） ※ サービス提供時間、従業者数、利用者数の規模は前3か月の平均値を使用するが、新規に指定を受ける場合は推定数とする。 ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所においてサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われる場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
	管理者	1人（常勤） （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準		・事務室：指定居宅介護等の事業を行うための区画が明確に特定されていること。 ・相談室：利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。間仕切りを設ける等、相談者への配慮がされていること。

※ 重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準ですが、例えば1事業所で居宅介護と同行援護の両方の指定を受ける場合は、従業者の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。

介護保険の訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「介護予防サービス」）を併せて行う場合も、従業者の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はありません。

同行援護及び行動援護の場合、サービス提供責任者と従業者にそれぞれ1名以上、資格要件を満たす者の配置が必要です。

【資格要件について】

サービス提供責任者の資格要件については本手引き32ページを、居宅介護等の従業者の要件については、吹田市ホームページの「訪問系サービスの従業者の要件」【ページ番号：1023241】を確認してください。

【指定重度訪問介護事業者にみなされる取扱いについて】

指定基準43条により、指定居宅介護事業者は、重度訪問介護の指定申請を行わなくても指定重度訪問介護事業者としてみなされることになっています。

ただし、人員がいらないなどの理由で重度訪問介護の指定を不要とする申し出を行った場合は、指定を受けないことができますので、担当者に相談してください。

●共生型居宅介護・共生型重度訪問介護

介護保険法に基づく「訪問介護（居宅サービス）」の指定を受けている事業所において、居宅介護または重度訪問介護を行う。

【人員基準】

従業者	指定訪問介護の利用者数及び共生型居宅介護の利用者数の合計数における指定訪問介護事業所として必要な数以上
-----	---

※指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

療養介護

【サービスの概要】

病院などへの長期入院による医療的ケアを必要とし、かつ、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理のもとでの介護および日常生活のサービスを提供する。

【人員・設備基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件は 31～34 ページを確認ください

人員基準	従業者	以下①～③それぞれの職種において人員を配置する。 ① 医師：健康保険法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上 ② 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者）：常勤換算で利用者の数を 2 で除した数以上（指定療養介護の単位ごと） ③ 生活支援員：常勤換算で利用者の数を 4 で除した数以上（指定療養介護単位ごと）（1 人以上は常勤） 注 1 看護職員が②で算定した数以上配置されている場合は、看護職員の数から②を控除した数の看護職員を生活支援員に含めることができる。 注 2 生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
	サービス管理責任者	1 人以上は常勤 ① 利用者数が 60 人以下の場合：1 人以上 ② 利用者数が 61 人以上の場合：1 人に利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
	管理者	医師 1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は 他の職務の兼務可）
設備基準		医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備
最低定員		20 人

※ 利用者の数は前年度(4 月～3 月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

生活介護

【サービスの概要】

常時介護を必要とする障がい者に、昼間に障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護など創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

【人員・設備基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件は31～34ページを確認ください

人員基準	従業者	以下①～④それぞれの職種において人員を配置する。 ① 医師：利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（嘱託医でも可能） ② 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）：生活介護の単位ごとに、1人以上 ③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 注1 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の確保が困難な場合について、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てることが可能。 注2 専ら知的障がい又は精神障がいを有する者を対象とする場合には、生活支援員又は精神保健福祉士をもって代替することが可能。 ④ 生活支援員：生活介護の単位ごとに1人以上（1人以上は常勤） ●生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員の単位ごとの配置総数 （(a)から(c)までにより算定した数。） (a)平均障がい支援区分が4未満：常勤換算方法により利用者の数を6で除した数以上 (b)平均障がい支援区分が4以上5未満：常勤換算方法により、利用者の数を5で除した数以上 (c)平均障がい支援区分が5以上：常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上
	サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下の場合：1人以上 ②利用者数が61人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること（1名あたり3.3㎡を目安とします）
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための措置（間仕切り等）を講じること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室 その他運営に必要な設備	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用することも可
最低定員		20人（多機能型の場合は6人）

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

●共生型生活介護

【サービスの概要】

- ・児童福祉法に基づく「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」の指定を受けている事業所において生活介護を行う。
- ・介護保険法に基づく「通所介護（居宅サービス）」、「地域密着型通所介護（地域密着型サービス）」の指定を受けている事業所において、生活介護を行う。
- ・介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」、「看護小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」、「介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着型介護予防サービス）」の指定を受けている事業所において生活介護を行う。

児童発達支援等との共生型 【児童福祉法】	＜人員基準＞指定児童発達支援等の障がい児数と共生型生活介護の利用者数の合計数における指定児童発達支援事業所等として必要な数以上								
通所介護等との共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞指定通所介護等の利用者数と共生型生活介護の利用者数の合計数における指定通所介護事業所等として必要な数以上 ＜設備基準＞指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、共生型生活介護の利用者数との合計数で除して3㎡以上であること。								
小規模多機能型居宅介護等との共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者（障がい児又は障がい者）の合計数で人員基準を満たしていること。 ＜設備基準＞指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること。 ＜登録定員＞指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数（障がい児・障がい者）の合計数が29人以下であること。 （サテライト型の場合は18人以下） ＜利用定員＞指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。（サテライト型の場合は12人まで） ＜登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>28人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>29人</td><td>18人</td></tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

「共生型通いサービス」・・・共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

短期入所

【サービスの概要】

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者に対して、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行う。

【事業所の形態】

短期入所の事業所は以下の形態が存在しています。

形 態	概 要
併設事業所	障がい者支援施設等に併設され、短期入所の事業を行う事業所として当該障がい者支援施設等と一体的に運営を行う事業所
空床利用型事業所	利用者に利用されていない障がい者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所
単独型事業所	障がい者支援施設等（共同生活援助事業所等を除く）以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、短期入所の事業を行う事業所

【人員・設備基準】それぞれの事業所形態に応じて、人員・設備基準が定められています。

		併 設 型	空 床 型	単 独 型
人 員 基 準	従業者	当該施設の利用者数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上（当該指定障がい者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数） ※当該施設が共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合は別途基準あり。	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上 ※当該施設が共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合は別途基準あり。	【生活介護事業所等の場合】 ①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活介護支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に該当日の利用者の数が6を超えて6又はその端数をますごとに1を加えて得た数以上 【介護事業所等以外】 上記②と同様
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

		併設型	空床型	単独型
設備基準	居室	併設事業所又は指定障がい者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること		・1つの居室の定員は、4人以下とすること ・地階に設けてはならない ・利用者1人あたりの床面積：収納設備等を除き8㎡以上 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
	設備	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる	指定障がい者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる	【食堂】 ・食事の提供に支障がない広さを有すること ・必要な備品を備えること 【浴室】 利用者の特性に応じたものであること 【洗面所、便所】 ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること

※ 共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合の人員基準（併設型、空床型共通）

①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数

① 指定短期入所と同時に指定共同生活援助等を提供する時間帯

指定共同生活援助事業所等の利用者の数及び併設事業所（または空床事業所）の利用者の数の合計数を当該指定共同生活援助事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活援助事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

② 指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く）

当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増す毎に1を加えて得た数以上

●共生型短期入所

【サービスの概要】

- ・介護保険法に基づく「短期入所生活介護（居宅サービス）」、「介護予防短期入所生活介護（介護予防サービス）」の指定を受けている事業所において、短期入所を行う。
- ・介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」、「看護小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」、「介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着型介護予防サービス）」の指定を受けている事業所において、短期入所を行う。

短期入所生活介護等との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定短期入所生活介護事業等の利用者数と共生型短期入所の利用者数の合計数における指定短期入所生活介護事業所等として必要な数以上
	<設備基準> 指定短期入所生活介護事業所等の居室の面積が、指定短期入所生活介護事業等の利用者数と共生型短期入所の利用者数との合計数で除して 10.65 m ² 以上であること。
小規模多機能型居宅介護等との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定小規模多機能型居宅介護事業等の宿泊サービス利用者数と共生型短期入所の利用者数の合計数における指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要な数以上
	<設備基準> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室数を減じた数で除して、おおむね 7.43 m ² 以上の面積があること。

重度障がい者等包括支援

【サービスの概要】

常時介護を必要とする障がい者であり、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものに対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

障がい者支援区分が区分６に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者を対象とする。

【人員・設備基準】

人員基準	従業者	指定障がい福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障がい者支援施設の基準を満たしていること
	サービス提供責任者	以下のいずれの要件にも該当する者を１人以上 (１人以上は 専任かつ常勤) ①相談支援専門員 ②重度障がい者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に３年以上従事した経験を有する者
	※居宅介護のサービス提供責任者の要件とは異なることに注意	
設備基準	管理者	１人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する

施設入所支援

【サービスの概要】

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うとともに施設入所支援以外の施設障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を行う。

【人員・設備基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件は31～34ページを確認ください

人員基準	従業者	【施設入所支援】 生活支援員（夜勤職員） サービス提供時間帯を通じて、1人以上は 常勤 とする。施設入所支援の単位ごとに、利用者の区分に応じて、下記に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務1以上とする。（生活介護以外） ・利用者の数が60人以下：1人以上 ・利用者の数が60人超：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数が増す毎に1人を加えて得た数以上 ※ なお、施設入所支援における生活支援員については、日中実施サービスにおける従業者がローテーションにより、夜間の時間帯を通じて確保されていれば足りるものである。 【昼間実施サービス】 それぞれのサービスの基準による。複数の日中活動サービスを行う場合の人員配置は多機能型と同様の扱い。
	サービス管理責任者	日中活動に係る事業のサービス管理責任者が原則として兼ねるものとする。
	管理者（施設長）	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。（面積や室数に定めはない）
	居室	・居室の定員：4人以下 ・地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること ・寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ・1つ以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること
	食堂	食事の提供に必要な広さを有し、必要な備品を備えること
	浴室	利用者の特性に応じたものとする
	洗面所、便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること
	相談室	間仕切り等を設けること。日中活動の設備と兼用可。
	多目的室（デイルーム）	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等、併せて実施する日中活動の設備と兼用可。
	廊下幅	片廊下1.5メートル以上 （中廊下の幅は1.8メートル以上） 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないようにする。
	その他	原則として、建物は耐火又は準耐火建築物であること
最低定員		30人

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対して、障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【人員・設備基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件は 31～34 ページを確認ください

人員基準	従業者	以下①②③それぞれの職種において人員を配置する。 ①看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）：1人以上は常勤 ②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：1人以上 注1 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合において、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てることが可能。 注2 専ら視覚障がい等を有する者を対象として歩行訓練を行う場合には、理学療法士に代えて歩行訓練士等とすることが可能。 ③生活支援員：1人以上は常勤 ●看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の配置総数 常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ●訪問による自立訓練 自立訓練を利用者の居宅を訪問して行う場合、上記①～③に加え、当該業務を担当する生活支援員を1人以上配置する必要がある。
	サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が61人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること（1名あたり3.3㎡を目安とします）
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合兼用することが可能。
最低定員		20人 多機能型の最低定員は6人

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

●共生型自立訓練（機能訓練）

※ 指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

通所介護等との 共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数の合計数における指定通所介護事業所等として必要な数以上								
	＜設備基準＞指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数との合計数で除して3㎡以上であること。								
通所リハビリテ ーションとの 共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞指定通所リハビリテーションの利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数の合計数における指定通所リハビリテーション事業所として必要な数以上								
	＜設備基準＞指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を含む。）が、指定通所リハビリテーションの利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数との合計数で除して3㎡以上であること。								
小規模多機能型 居宅介護等との 共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者（障がい者・障がい児）の合計数で人員基準を満たしていること。								
	＜設備基準＞指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること。								
	＜登録定員＞指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数（障がい者・障がい児）の合計数が29人以下であること。（サテライト型の場合は18人以下）								
	＜利用定員＞指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。（サテライト型の場合は12人まで）								
	＜登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数＞								
	<table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table>		登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

「共生型通いサービス」・・・共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

障がい者に対して、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。

また、宿泊型自立訓練については、知的障がい又は精神障がいを有する障がい者に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【人員・設備基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件は 31～34 ページを確認ください

人員基準	従業者	以下①②それぞれの職種において人員を配置する。 ①生活支援員：1人以上は常勤 ※健康上の管理などの必要のある者がいる場合には、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を置くことができ、この場合の生活支援員及び看護職員数は当該事業所ごとにそれぞれ1人以上とする。 ●生活支援員の配置員数 （通常型）常勤換算方法により、宿泊型を除く利用者数を6で除した数以上 （宿泊型）常勤換算方法により、宿泊型の利用者数を10で除した数以上 ②地域移行支援員：1人以上（宿泊型を行う場合のみ） ●訪問による自立訓練 自立訓練を利用者の居宅を訪問して行う場合、上記①②に加え、当該業務を担当する生活支援員を1人以上配置する必要がある。
	サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が61人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること ※宿泊型のみを行う事業所は設けないことができる。
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
	その他	宿泊型を行う事業所は、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること。 居室：原則個室とし、居室面積を7.43㎡（収納設備を除く）以上とすること。 浴室：利用者の特性に応じたものであること。
最低定員		【通所による訓練のみを行う場合】 20人（多機能型の場合は6人） 【宿泊型自立訓練と通所による訓練を併せて行う場合】 宿泊型自立訓練：10人（多機能型の場合は10人） 通所による訓練：20人（多機能型の場合は6人）

※ 利用者の数は前年度（4月～3月）の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

●共生型自立訓練（生活訓練）

※ 指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

通所介護等との共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者数の合計数における指定通所介護事業所等として必要な数以上	
	＜設備基準＞指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、共生型自立訓練（生活訓練）の利用者数との合計数で除して3㎡以上であること。	
小規模多機能型居宅介護等との共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者（障がい者・障がい児）の合計数で人員基準を満たしていること。	
	＜設備基準＞指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること。	
	＜登録定員＞指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数（障がい者・障がい児）の合計数が29人以下であること。（サテライト型の場合は18人以下）	
	＜利用定員＞指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。（サテライト型の場合は12人まで）	
	＜登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数＞	
登録定員		利用定員
26人又は27人		16人
28人		17人
29人		18人

「共生型通いサービス」・・・共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

就労選択支援

【サービスの概要】

就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援もしくは就労継続支援を受けること又は企業等に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とする者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向、就労するために必要な配慮その他の整理を行い、又はこれに併せて当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供及び助言等を行う。

【人員・設備基準】 管理者の資格要件は31ページを確認ください

人員基準	従業者	就労選択支援員 常勤換算方法により利用者の数を15で除した数以上
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

就労移行支援

【サービスの概要】

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、企業等に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。

【人員・設備基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件は31～34ページを確認ください

人員基準	従業者	以下①～③それぞれの職種において人員を配置する。 ①職業指導員：1人以上 ②生活支援員：1人以上 ※職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は 常勤 ●職業指導員及び生活支援員の配置総数 【指定就労移行支援事業所の場合】 常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上 【認定指定就労移行支援事業所※の場合】 常勤換算方法で、利用者数を10で除した数以上 ※あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所 ③就労支援員：1人以上 ●就労支援員の配置員数 常勤換算方法で、利用者数を15で除した数以上
	サービス管理責任者	1人以上は 常勤 ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が61人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能
	その他	【認定指定就労移行支援事業所の場合】 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること （あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定による）
最低定員		20人 多機能型の最低定員は6人

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

《基本報酬区分について》

就労移行支援サービス費（Ⅰ）の「就労定着率区分」は、新規指定時から2年間は「なし（経過措置対象）」（請求の際は「就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合」）を設定してください。

ただし、事業開始から1年経過（2年目）した事業所においては、1年目の就労定着者の割合に応じた区分で算定することも可能です。

就労継続支援 A 型

【サービスの概要】

企業等に就労することが困難な者に対して、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

【人員・設備基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件は31～34ページを確認ください

人員基準	従業者	以下①②それぞれの職種において人員を配置する。 ①職業指導員：1人以上 ②生活支援員：1人以上 ※職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は 常勤 ●職業指導員及び生活支援員の配置総数 常勤換算方法で、利用者数を10で除した数以上
	サービス管理責任者	1人以上は 常勤 ①利用者が60人以下：1人以上 ②利用者が60人以上の場合：1人に利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること ※就労継続支援 A 型の提供にあたって、支障がない場合は、設けないことができる
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等。 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能
最低定員		10人以上（多機能型も同様）

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

《基本報酬区分について》

評価点区分について、新規指定の場合、初年度（4月指定）は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中（5月から3月指定）に指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

就労継続支援B型

【サービスの概要】

企業等に雇用されることが困難な障がい者のうち、企業等に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった者、その他の企業等に雇用されることが困難な者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

【人員・設備基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件は31～34ページを確認ください

人員基準	従業者	以下①②それぞれの職種において人員を配置する。 ①職業指導員：1人以上 ②生活支援員：1人以上 ※職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は 常勤 ●職業指導員及び生活支援員の配置総数 常勤換算方法で、利用者数を10で除した数以上
	サービス管理責任者	1人以上は 常勤 ①利用者が60人以下：1人以上 ②利用者が60人以上の場合：1人に利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること。
	多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等。 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
最低定員		20人以上 多機能型の最低定員は10人以上

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

《基本報酬区分について》

「平均工賃月額区分」について、新規指定の場合、初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中(5月から3月)に指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。

ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。

就労定着支援

【サービスの概要】

就労に向けた支援を受けて、企業等に新たに雇用された障害者に対して、就労の継続を図るために3年間にわたり当該事業所の事業主、障がい福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整等を行う。

【人員・設備基準】 サービス管理責任者の資格要件は 33～34 ページを確認ください

人員基準	従業者	就労定着支援員 常勤換算方法で、利用者数を40で除した数以上
	サービス管理責任者	1人以上は 常勤 （原則専従・支障がない場合は一体的に運営している他の障がい福祉サービスのサービス管理責任者と兼務可） ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が60人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 【他の障がい福祉サービスの指定を受け、同一の事業所で一体的に運営している場合は合計した利用者数とする。】 ※他の障がい福祉サービス・・・生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	必要な広さの区画 支援の提供に必要な設備及び備品等	
実施主体	過去3年間に於いて平均1人以上（多機能型事業所の場合はいずれか一つのサービスにおける実績）、企業等に新たに障がい者を雇用させている指定障がい福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援） ※事業運営が3年間に満たない場合でも、障がい福祉サービス等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された者が3人以上いる指定障がい福祉サービス事業者は実施主体の要件を満たします。	

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数（過去3年間の実績の70%）とする。

《基本報酬区分について》

就労定着支援サービス費の「就労定着率区分」は、過去3年間の実績に応じた区分を設定してください。

自立生活援助

【サービスの概要】

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題について、1年間にわたり定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行う。

【人員・設備基準】 サービス管理責任者の資格要件は 33～34 ページを確認ください

人員基準	従業者	地域生活支援員：1人以上 利用者が25人又はその端数を増すごとに1人を標準とする (原則専従・支障がない場合は管理者等※との兼務可) ※①当該事業所の管理者、サービス管理責任者や他の事業所施設等の従業者 ②相談支援事業所の従業者 ③併設する他の障がい福祉サービス事業所・施設等の管理者サービス管理責任者
	サービス管理責任者	①常勤である場合 ・利用者が60人以下：1人以上 ・利用者が60人以上：1人に利用者が60人を超えて60又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ②①以外の場合 ・利用者が30人以下：1人以上 ・利用者が30人以上：1人に利用者が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 (原則専従・支障がない場合は併設する他の障がい福祉サービスのサービス管理責任者と兼務可・当該事業所に置かれる地域生活支援員との兼務可)
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	必要な広さの区画 支援の提供に必要な設備及び備品等	
その他		携帯電話等により直接利用者やその家族等と常時連絡できる体制を確保すること

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

【事業所の形態】

共同生活援助の事業所は以下の形態があります。

形 態	概 要
介護サービス包括型	事業者自らが介護サービスの提供を行う事業所
日中サービス支援型	常時介護を要する利用者に対して常時の支援体制を確保している事業所
外部サービス利用型	介護サービスの提供を必要に応じて外部の居宅介護事業所に委託している事業所

【人員・設備基準】 サービス管理責任者の資格要件は 33～34 ページを確認ください

		介護サービス包括型	外部サービス利用型
人員基準	従業者	以下①②それぞれにおいて人員を配置する。 ①世話人：常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上（資格要件なし） ②生活支援員：常勤換算方法で、以下の(1)～(4)の数（小数点第2位まで算出）を合算した数以上（小数点第2位を切り上げ）（非常勤可・兼務可）（資格要件なし） (1)障がい支援区分が3の利用者数を9で除した数 (2)障がい支援区分が4の利用者数を6で除した数 (3)障がい支援区分が5の利用者数を4で除した数 (4)障がい支援区分が6の利用者数を2.5で除した数	以下において人員を配置する。 ①世話人：常勤換算方法で、利用者数を6（平成26年4月1日において現にあるグループホームについては当分の間、10とする）で除した数以上（資格要件なし） ②生活支援員：配置不要 ●介護サービスの手配（アレンジメント）が必要 ●外部の居宅介護事業所等に介護支援を委託して実施※ ※介護サービス提供に際して事前に指定居宅介護サービス事業者と業務委託する契約の締結が必要。また、運営規程に、受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地の明記が必要。
	サービス管理責任者	兼務可（ただし定員20人以上の場合はできる限り専従の者を確保するよう努める。） ①利用者数が30人以下：1人以上 ②利用者数が31人以上の場合：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 業務に従事する時間数の目安 常勤職員の勤務すべき時間数×事業所の前年度平均利用者数÷30人	
	管理者	1人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

設備基準	立地場所	入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地又は住宅地と同程度に地域住民と交流できる場所であること	
	居室	1人一室の居室を確保し、居室面積は収納スペースを除き7.43㎡以上とすること	
	その他	10名を上限とする生活単位ごとに台所、トイレ、洗面設備、浴室など日常生活を送る上で必要な設備を配置する。また、相互交流スペース（食堂・ダイニング等で可）を確保すること。 共同生活住居の配置、構造及び設備は、例えば車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること。	
最低定員		指定事業所の場合：4人以上（サテライト型住居の利用者を含む） 共同生活住居の場合：2人以上10人以下（サテライト型住居の利用者を含まない） ユニットの定員：2人以上10人以下 ユニットの居室の定員：1人	
従業者以外の介護		他の事業者へ委託することも可	受託居宅介護事業者へ委託して実施

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

日中サービス支援型の管理者・サービス管理責任者の配置基準や設備基準は、他の形態と共通

		日中サービス支援型
人員基準	従業者 ※常時1人以上を介護、家事等に従事させなければならない。	以下①②③それぞれにおいて人員を配置する。 ① 世話人：夜間及び深夜の時間帯以外【資格要件なし】 常勤換算方法で、利用者数を5で除した数以上 （非常勤可・支障がない場合は兼務可） ② 生活支援員：夜間及び深夜の時間帯以外【資格要件なし】 常勤換算方法で、以下の(1)～(4)の数（小数点第2位まで算出）を合算した数以上（小数点第2位を切り上げ） （非常勤可・支障がない場合は兼務可） (1)障がい支援区分が3の利用者数を9で除した数 (2)障がい支援区分が4の利用者数を6で除した数 (3)障がい支援区分が5の利用者数を4で除した数 (4)障がい支援区分が6の利用者数を2.5で除した数 ③ 夜間支援従事者：夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上 （非常勤可・支障がない場合は兼務可・宿直不可）【資格要件なし】
	従業者以外の介護	他の事業者へ委託することも可 （管理、指揮命令を確実に伝えること）
運営基準		①指定短期入所（併設型または単独型）を併設又は同一敷地内で行うこと。 ②協議会等への報告：事業の実施状況等を定期的に報告し、評価、要望等を受けること。 （モニタリング実施標準期間も3月間とする。） ③ 適正な支援を確保する観点から、指定計画相談支援事業者は別事業者であることが望ましい。

※ 利用者の数は前年度(4月～3月)の平均値を使用する。新規指定を受ける場合は推定数とする。

【共同生活住居について】

複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を有する1つの建物をいいます。

ただし、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有するマンション等の住戸（ワンルームタイプなどの住戸を複数利用する場合を含む）については、当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸（住戸群）を共同生活住居として捉えます。

【サテライト型住居について】※日中サービス支援型共同生活援助を除く

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人暮らしをしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新しい支援形態として本体住居の密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みがあります。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則 2 人以上 10 人以下	1 人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2 人以上 10 人以下	—
設備	・ 日常生活を営む上で必要な設備 ・ サテライト型住居の利用者から適切に連絡を受けることができる通信機器（携帯電話可）	
居室の面積	収納設備を除き 7.43 ㎡	
距離条件	本体住居から概ね 20 分以内（通常の交通機関を利用して概ね 20 分以内で移動することが可能な距離）	

※サテライト型住居の定員は、本体住居の入居定員に含まない。（事業所全体の利用定員には含む）

【防火安全対策について】

消防法令の一部改正により、障がいの程度が重い方が利用するグループホーム等（障がい支援区分 4 以上の者が概ね 8 割を超える施設）に防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられました。

また、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器の設置、スプリンクラー設備の設置が義務付けられました。

事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署と協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認し、対策を講じてください。

なお、非常災害に関する具体的な計画を策定、非常災害時の消防機関等への通報先の把握し、職員への周知および定期的な避難訓練の実施を行ってください。

◆令和 6 年 4 月の報酬改定により、以下の事項が義務付けられました。

- ① 地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上事業の運営に係る状況を当該会議で報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
また、当該報告・要望・助言等についての記録を作成するとともに記録を公表すること。
- ② おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けること。

地域移行支援

【サービスの概要】

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神病院に長期入院している精神障がい者（直近の入院期間が1年以上の入院者を中心とする）について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

【人員基準】 相談支援専門員の要件は 35～37 ページを確認ください

人員基準	従業者	・地域移行支援従事者（専従） 業務に支障がない場合は他の兼務可能 ・相談支援専門員：1人以上 地域移行支援従事者のうち1人は相談支援専門員でなければならない
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

地域定着支援

【サービスの概要】

居宅において単身等で生活する障がい者（障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。）に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。

【人員基準】 相談支援専門員の要件は 35～37 ページを確認ください

人員基準	従業者	・地域定着支援従事者（専従） 業務に支障がない場合は他の兼務可能。※ ・相談支援専門員：1人以上 地域定着支援従事者のうち1人は相談支援専門員でなければならない。
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

計画相談支援

【サービスの概要】

サービス等の利用を希望する障がい者（児）の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、「サービス等利用計画」を作成するとともに、福祉サービス事業者等との連絡調整、計画の定期的な見直しなどを行う

【人員基準】 相談支援専門員の要件は 35～37 ページを確認ください

人員基準	従業者	相談支援専門員：1人以上 ※相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設等又は基準該当障がい福祉サービス事業所（以下「障がい福祉サービス事業所等」とする。）の従業者と兼務する場合は、当該利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業所等の継続サービス利用支援は実施できません。
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

障がい児相談支援

【サービスの概要】

サービス等の利用を希望する障がい児の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、「障がい児支援利用計画」を作成するとともに、福祉サービス事業者等との連絡調整、計画の定期的な見直しなどを行う

【人員基準】 相談支援専門員の要件は 35～37 ページを確認ください

人員基準	従業者	相談支援専門員：1人以上 ※相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障がい児通所支援事業所、又は基準該当障がい児通所支援事業所（以下「指定障がい児通所支援事業所等」とする。）と兼務する場合は、当該利用者が利用する指定障がい児通所支援事業所等の継続障がい児支援利用援助は実施できません。
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

日中一時支援

【サービスの概要】

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、一時的に見守り等の支援を行う。

【人員・設備基準】

日中一時支援事業を短期入所事業所と併設する場合

人員基準	短期入所事業の人員基準を参照（本手引きの 13～14 ページを参照）
設備基準	短期入所事業の設備基準を参照（本手引きの 13～14 ページを参照）

日中一時支援事業所を単独で設置する場合

人員基準	従業者	①又は②の従業者を利用者が 10 人までは 2 人、10 人を超えて 5 人ごとに 1 人を加えた数以上 ①生活支援員※ 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、保育士資格を有する者 ②介護職員※ 居宅介護職員初任者研修を修了した者又は同等の資格者、又は障がい福祉サービス事業所において、おおむね 1 年以上実務経験のある者
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	デイルーム	日中を過ごす場所として、利用者一人当たりの床面積が、収納設備等を除き、3.3㎡以上で、原則として当該事業用として使用するもの。
	食堂	支障がなければ、デイルームとの兼用でも差し支えない。
	洗面所、便所	利用者の特性に応じたものであること。
	静養室	併設等の事業所であれば兼用で差し支えない。また、支障がなければ、パーテーションなどを使用して区切ることで差し支えない。

●管理者の資格要件

■療養介護

医師でなければならない。

■生活介護・施設入所支援・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労選択支援・就労移行支援

①、②、③のいずれかを満たす者

- ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
- ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者

■就労継続支援A型・就労継続支援B型

①、②、③、④のいずれかを満たす者

- ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
- ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者
- ④ 企業を経営した経験を有する

●サービス提供責任者の資格要件について

下の表の○はその資格だけで要件を満たすことを指す。

下の表の△は注の要件も必要であることを指す。

サービス種類 資格要件		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
介護福祉士		○	○	△注 4	△注 6
養成研修修了者 (各研修に相当する研修も含む)	実務者研修	○	○	△注 4	△注 6
	居宅介護職員初任者研修 介護職員初任者研修		△ 注 3	△ 注 3 注 4	△ 注 6
	介護職員基礎研修	○	○	△注 4	△注 6
	訪問介護員養成研修 (1 級) (注 1) 居宅介護従業者養成研修 (1 級)	○	○	△ 注 4	△ 注 6
	訪問介護員養成研修 (2 級) 居宅介護従業者養成研修 (2 級)		△ 注 3	△ 注 3 注 4	△ 注 6
	行動援護従業者養成研修(注 2) 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修及び実践研修)				△ 注 7
	その他 (注 5)			○	

注 1 看護師 (准看護師を含む。) の資格を有する者は居宅介護従業者養成研修の 1 級課程の修了要件を満たすものとする。

注 2 平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

注 3 実務経験 3 年以上

注 4 上記表の「同行援護」の資格要件のいずれかの要件に該当する者であり、同行援護従業者養成研修 (一般課程及び応用課程) を修了した者

大阪府において、大阪府移動支援従業者養成研修の視覚障がい課程を修了した者については、同行援護従業者養成研修の一般課程修了者とみなす。サービス提供責任者として業務に就く場合は大阪府同行援護従業者養成研修「応用課程」を新たに受講し、修了する必要がある。

注 5 厚生労働大臣が定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

注 6 「行動援護」は令和 9 年 3 月 31 日までの間は、令和 3 年 3 月 31 日において居宅介護に係る従業者の資格要件に加え、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 5 年以上従事した実務経験がある者でも可。

注 7 知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 3 年以上従事した者

●サービス管理責任者の資格要件について

サービス管理責任者になるためには、実務経験要件及び研修修了要件の両方を満たす必要があります。

【実務経験要件】 実務経験一覧表を参照してください

障がい者（児）の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～8年

※実務経験については、指定申請を行う時点で、経験年数を満たしていること

【研修修了要件】

- ①「サービス管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者実践研修」を修了
※実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、同年度以降の5年度ごとに「サービス管理責任者更新研修」を受講することが必要
- ②相談支援従事者初任者研修（2日課程）を修了
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了したものとみなす。

●サービス管理責任者の要件となる実務経験一覧表

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ① 第1号及び第2号の期間が通算して5年以上であること。
- ② 第3号の期間が通算して8年以上であること。
- ③ 第1号から第3号までの期間が通算して3年以上かつ第4号の期間が通算して3年以上であること。

第1号 AからFに掲げる者が相談支援業務に従事した期間 （相談支援業務とは、身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。）	
A 地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者	第2号と通算して5年以上
B 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
C 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
D 障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
E 特別支援学校のその他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
F 病院もしくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者並びに国家資格等（※）を有している者、AからEに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。）	

第2号 次のAからEに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、 直接支援業務 に従事した期間 （直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。）	
A 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者	第1号と通算して5年以上
B 障がい福祉サービス事業、障がい児通所事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
C 病院もしくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
D 特例子会社（障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社）、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
E 特別支援学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
第3号 第2号のAからEに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上
第4号 第1号から第3号までの期間が通算して3年以上あり かつ 次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	通算3年以上

注1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとします。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言います。

注2 本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行うものとして厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）」における実務経験を見やすくした参考資料です。

注3 やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した場合、事由発生後1年間又は2年間は、実務経験の要件を満たしていれば、研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置することができます。

注4 いわゆる無許可作業所における指導員等の直接支援職員としての職歴については、

- ① 公的補助金又は委託により運営されていること
 - ② 業務内容や勤務状況の記録が適正に整備・保管されていること
 - ③ 所属長等による実務経験の証明が可能であること
- の全てを満たすことができる場合に限り、実務経験に含めることができる。

●相談支援専門員の要件について

相談支援専門員になるためには、実務経験要件及び研修修了要件の両方を満たす必要があります。

【実務経験要件】 実務経験一覧表を参照してください

障がい者（児）の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年

※実務経験については、指定申請を行う時点で、経験年数を満たしていること

【研修修了要件】

「相談支援従事者初任者研修」を修了

※初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、同年度以降の5年度ごとに「現任研修」を受講することが必要

※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日又は2日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修を修了したものとみなす。

●相談支援専門員の要件となる実務経験一覧表

以下の①、②のいずれかを満たしていること

①以下のイからトのいずれかを満たしていること。

②以下のロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して5年以上であること。

業 務 内 容		実 務 経 験
イ	平成18年10月1日において、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者又は精神障がい者地域生活支援センターの従業者であった者が、平成18年9月30日までに、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間	通 算 3 年 以 上
ロ	(1)から(4)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間	通 算 5 年 以 上
	(1) 障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	
	(2) 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者地域生活支援センター、知的障がい者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者	
	(3) 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	(4) 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者、ただし、次の①～④に限る ① 社会福祉主事任用資格者 ② 訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、 ③ トに掲げる資格を有する者 ④ (1)～(3)までに掲げる従業者である期間が1年以上の者	

ハ	次の(1)から(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格等(次の①～④のいずれか)に該当する者が介護等の業務(身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間 ①社会福祉主事任用資格者 ②訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、 ③保育士 ④児童指導任用資格者 ⑤精神障がい者社会復帰指導員		通 算 5 年 以 上
	(1)	障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者	
	(2)	障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
	(3)	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
業 務 内 容			実 務 経 験
ニ	ハの(1)から(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介護等の業務に従事した期間		通 算 10 年 以 上
ホ	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間		通 算 5 年 以 上
ヘ	特別支援学校において、障がいのある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間		通 算 5 年 以 上
ト	ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの期間が通算して3年以上あり かつ 次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士		通 算 5 年 以 上

注1 この資料内容は、「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第225号)」「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第226号)」「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号)」における参考資料を掲載。運用上の詳細や疑義については、事業者指定担当職員に確認してください。

注 2 ここていう 1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言うものとします。

例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言う。(H18.6.23 サビ管事務連絡を準用)

注 3 公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験による証明が可能であれば、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるものとする。

(H18.8.24 主管課長会議資料)

注 4 国家資格等による業務に 5 年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8 年以上の実務経験ではなく、5 年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管 Q&A を準用)

注 5 実務経験となる障がい児関連施設として、児童相談所のほかに、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心障がい児施設、重症心身障がい児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)

注 6 相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしておればよく、研修受講時に満たしている必要はない。(H18.11.2 Q&A)

注 7 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて 5 年の経験があればよく、改めて 5 年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議)

注 8 公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従事者について、次の要件いずれも満たす場合に、相談支援専門員の要件としての実務経験を満たすこととする。

(H23.10.26 事務連絡)

ア 当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。

イ 当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に 5 年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に 5 年以上従事していることが客観的に分かる資料」であること。

ウ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書等により相談支援業務に従事していることが分かる場合も可とする。

注 9 保健所において保健師の業務に従事していた期間は、診療所、児童相談又は更生相談所などに準じたものとして実務経験とみなす。(H25.2.22 厚生労働省事務連絡「相談支援関係 Q & A」)

注 10 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターにおける相談支援の業務に従事していた期間は実務経験とみなす。(H25.2.22 厚生労働省事務連絡「相談支援関係 Q & A」)